(2)船舶の名称及び総トン数		(3)船舶の長さ	メートル
	トン	(4)最大喫水（巨大船に限る。）	・　メートル
(5)積載している危険物の種類及び種類ごとの積載量（危険物積載船に限る。）			
(6)引き船の船首から物件の先端までの距離（物件えい航船等に限る。）		(6)引き船の船尾から物件の先端までの距離（物件えい航船等に限る。）	メートル
(7)物件の概要（物件えい航船等に限る。）			
(8)仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る。）		(10)(11)　月　日　時　分	
航行しようとする航路の区間、航路に入ろうとする日時及び航路から出ようとする日時（時刻の表示は24時制による。）	(9)航路名（区間）	航路（　）　入る日時　から　出る日時まで	
		航路（　）　入る日時　から　出る日時まで	
		航路（　）　入る日時　から　出る日時まで	
(12)(13)海上保安庁との連絡手段（船舶局のある船舶にあつては、呼出符号又は呼出名称）			
(14)伝達者の氏名又は名称及び住所			
備　考			

注　1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
2　「巨大船」とは法第2条第2項第2号の船舶をいう。
3　「準巨大船」とは法第22条第2号の船舶をいう。
4　「危険物積載船」とは法第22条第3号の船舶をいう。
5　「物件えい航船等」とは法第22条第4号の船舶をいう。
6　航行しようとする航路の区間は、「全区間」、「南口から4番ブイまで」のように記載すること。
7　(7)の物件の概要には物件の種類、長さ、最大幅、最大の高さ等を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号。以下「改正省令」という。）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、改正省令附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）附則第二条の規定に基づき行う通報については、この告示の施行前においても、この告示による改正後の巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の規定を適用する。

○防衛省告示第百号

海上におけるフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年五月三十一日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年六月十四日（予備、同月十五日及び同月十六日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度一二〇〇〇フィート以下までの間、並びに次のウからカまでの四地点を順次結んだ線及びウの地点とカの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度五〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
イ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
ウ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
エ　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
オ　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
カ　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

次期固定翼哨戒機1機

実施機関　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他　一　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

常任委員長補欠選任

五月二十七日議院において、次のとおり常任委員長を補欠選任した。

厚生労働委員長　鉢呂　吉雄

常任委員長辞任

五月二十七日議院において、次の常任委員長の辞任を許可した。

厚生労働委員長　藤村　修

条約送付及び通知

五月二十七日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件

議案送付

五月二十七日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

口蹄疫対策特別措置法案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

放送法等の一部を改正する法律案
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

議案通知

五月二十七日参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件

質問書提出

五月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本駐留米兵の裁判権に係る日米密約についての外務省の説明等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

検察審査会に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

我が国の生物多様性の評価に関する再質問主意書（木村太郎提出）